

公募型プロポーザル方式による手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務の契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和5年12月8日(金)

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名 令和6年度世田谷地域「地域交流ラボ」運営支援業務委託

(2) 委託予定業務

(ア) 地域交流ラボの活動に関する運営支援事務

事前協議(事前調整)

受託者は、区と運営内容・スケジュール等について事前に協議(調整)を行う。

調査研究の支援・助言

教員から要請を受けた(または教員が参加しない)場合には、地域交流ラボの活動となる学生が取り組む調査研究の支援や助言を行う。(月4回程度、1回あたり2時間程度想定)

学生の地域交流ラボの活動への調整と参加

地域交流ラボに参加する学生(引率者としての大学教職員も含む)が「町会・自治会等のまちづくり活動」等に参加する際に、日程調整や連絡、参加学生の把握等、活動が円滑に進むように大学や区と調整を行う。

また、調整した活動については適宜(各大学月1回程度、1回あたり4時間程度想定)受託者も参加し、当日の学生対応を行う。

進捗管理と活動状況の報告

ラボの活動状況について各大学と十分に情報共有を行うとともにラボの活動に参加しながら大学の活動状況を随時、区へ報告し共有する。

なお、参加学生が加入する保険料(傷害・賠償責任)は契約金額に含めるものとする。

- (イ) 学生交流会、成果報告会等の準備及び運営
参加学生による交流会または意見交換会
実施時期：令和6年8月～9月の開催を予定
学生による地区への成果報告会
実施時期：令和7年2月の開催を想定（会場は、参加大学から選定）
いずれも実施内容・必要な準備・スケジュール等について受託者は、
区と適宜協議（調整）のうえ、進行する。
なお、かかる事業実施に必要な経費（参加者募集のための広報ちらし、消耗品の購入・レンタル、講師謝礼、配布資料の印刷等）は契約金額に含めるものとする。
- (ウ) 事業の進捗管理と情報共有
区（地域振興課・各まちづくりセンター）への進捗状況の報告
事業進捗については、区へメール等で適宜情報共有する。
区（地域振興課・各まちづくりセンター）と定期ミーティング等の実施
・地域振興課 地域振興・防災
履行期間中に3～4回程度定期ミーティングを実施し、ラボ活動状況についての進捗報告や以降の活動について協議する。
・各まちづくりセンター
履行期間中に3回程度参加大学単位での定期ミーティングを実施し、
ラボ活動状況についての進捗報告や以降の活動について協議する
定期ミーティングのほか、ラボの活動上のトラブル、事故等の緊急事態が発生した場合には、即座にミーティングを実施する。また、会議後には議事録を作成し区に提出する。
- (エ) 業務終了の報告
本事業完了後、次の事項を記載した書類を区に提出する。
（提出場所：世田谷総合支所地域振興課地域振興・防災窓口）
事業実施報告書
1年間の活動をまとめた紙媒体（冊子）3部、及びPDFデータ
区担当課が求めるその他の関係資料

- (3) 履行期間 契約の日から令和9年3月まで
委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として翌年度の契約を行う。
（令和6年度の契約期間は令和7年3月21日まで）

2 参加資格要件

次の(1)～(4)に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (2) 区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。
- (3) 区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための評価基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための審査基準

提出された提案書については、別に定める審査要領に基づき、下記 ~ の基準により審査する(第一次審査)。

業務実施方針(事業内容の理解度、履行の信頼度、等)

業務実施体制(業務担当者の経験、体制の妥当性、区との連絡体制、等)

企画提案内容(説得性、実現性、問題解決手法の具体性、妥当性、等)

同様の事業実績の有無、あった場合はその妥当性

運営に要する見積内容(記載内容の明瞭度合、価格の妥当性、等)

5 プレゼンテーションの実施(第二次審査)

第一次審査の結果、上位3者に対して、プレゼンテーション審査を実施する(第二次審査)。なお、第一次審査の結果は全参加者にメールにて通知する。

6 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷総合支所地域振興課地域振興・防災

(世田谷区役所第3庁舎1階14番窓口)

担当: 本杉・矢野

住所 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-22-33

電話: 03-5432-2831(直通) FAX: 03-5432-3032

E-mail: SEA02072@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和5年12月8日(金)~令和5年12月22日(金)

土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

交付場所 世田谷総合支所地域振興課地域振興・防災窓口

及び世田谷区ホームページに掲載

交付方法 世田谷総合支所地域振興課地域振興・防災窓口での配布

及び世田谷区ホームページ(世田谷地域 世田谷地域 世田谷イベント情報)からのダウンロード(いずれも無償配布)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 令和5年12月22日(金)

土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 世田谷総合支所地域振興課地域振興・防災

提出方法 持参又は書留郵便(必着)

(4) 提案書の提出期間、提出場所及び方法

提出期間 令和5年12月25日(月)から

令和6年1月29日(月)午後5時まで(厳守)

土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 世田谷総合支所地域振興課地域振興・防災

提出方法 持参に限る

(5) プレゼンテーションの開催日及び内容等

開催日 令和6年2月13日(火)午前

内容 提案内容のプレゼンテーション(15分程度)及び質疑応答(10分程度)

その他 集合時間及び場所等の詳細については、第一次審査通過者に対して別途通知する

7 その他

(1) 費用負担 本プロポーザルへの参加に要する経費について、区は一切負担しない。

(2) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約 提案書をもとに最終的な仕様を決定し、契約する。

(6) 当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 有り

「令和7年度世田谷地域「地域交流ラボ」運営支援業務委託」(予定)

「令和8年度世田谷地域「地域交流ラボ」運営支援業務委託」(予定)

令和7年度及び令和8年度の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がされない場合は中止又は延期とする。

(7) 情報公開

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(8) その他、詳細は説明書による。